

一般媒介契約証書

土売 太郎 様

平成26年9月15日

この媒介契約書は、宅地建物取引業法に定められた法定書類です。

(媒介契約) 第34条の2

宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買又は交換の媒介の契約（以下この条において「媒介契約」という。）を締結したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を作成して記名押印し、依頼者にこれを交付しなければならない。

有限会社 相互開発